

社会福祉法人向け

# 役員賠償責任保険のご案内

役員賠償責任保険(D&amp;O保険/ Directors &amp; Officers Liability Insurance)

## <役員賠償責任保険について>

引き続き安心して役員に就任いただけるよう、役員の皆さまの賠償リスクを補償する、役員賠償責任保険をご案内します。

**保険期間: 2026年4月1日(午後4時) ~ 2027年4月1日(午後4時)**

**募集締切日: 2026年3月25日(水)**

- お申込みいただけるのは(申込人・記名法人)、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の会員に限ります。
- 中途加入につきましても随時受け付けていますので、ご希望の場合は代理店・扱者までご連絡ください。

### 本保険の特長

- 【Point①】役員賠償責任保険の対象者は、**『社会福祉法人の理事・監事、評議員、施設長』**です。
- 【Point②】**『法律上の損害賠償金』『争訟費用』**等、役員の皆さまが被った損害に対して、所定の補償を致します。
- 【Point③】**損害賠償請求が提起されるおそれが生じた場合にも所定の各種費用(初期・訴訟対応費用)**を補償を致します。
- 【Point④】**セクハラ・パワハラ等の雇用関係のトラブルにより、役員の皆さまが管理責任を問われ、慰謝料等の請求を受けた場合にも対応ができます。**
- 【Point⑤】**遡及日以降に退任された「理事・監事、評議員、施設長」、及び、保険期間中に新たに選任された「理事・監事、評議員、施設長」も自動的に補償**されます。
- 【Point⑥】2017年4月施行の社会福祉法改正に対応し、「理事・監事、評議員、施設長」の**社会福祉法人に対する損害賠償責任を『会社訴訟補償特約』**によりカバーしています。

# (1) 役員賠償責任保険の概要

第三者訴訟

法人訴訟

社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

## 役員のリスクの例

### 職員の不適正な業務リスク

職員が不適正に資金を運用および管理し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能になった。  
役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。



### パワハラ・セクハラリスク

社内でセクシャルハラスメントを受けた女性従業員から、会社が何ら再発防止策を講じないためにセクシャルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。



重要

- ◎賠償請求を受けた場合、役員皆さまの個人の財産で賠償しなければなりません。
- ◎賠償金の支払債務は相続の対象となります。

## 本保険の概要

貴法人の役員の皆さま(被保険者<sup>(注1)</sup>)が、役員としての業務について行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた<sup>(注2)</sup>場合に、役員皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1)被保険者とは、保険契約で補償を受けられる方をいいます。

(注2)初期・訴訟対応費用等については、保険期間中に役員皆さまに対して損害賠償請求がなされるおそれが発生し、通知をいただいた場合も、損害賠償請求がなされたものとみなし、補償の対象となります。

第三者・従業員

役員(理事・監事)、評議員、施設長

貴法人



不作為・行為等に基づく損害賠償請求

民法709条: 不法行為責任等  
社会福祉法第45条の21



債務不履行責任(善管注意義務違反)等に基づく損害賠償請求

民法415条: 債務不履行責任等  
社会福祉法第45条の20



役員皆さまの日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれが多々あります。  
**役員賠償責任保険(D&O保険)**は、役員の損害賠償リスクを補償することで、役員の健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

## (2) 社会福祉法人の役員等の責任

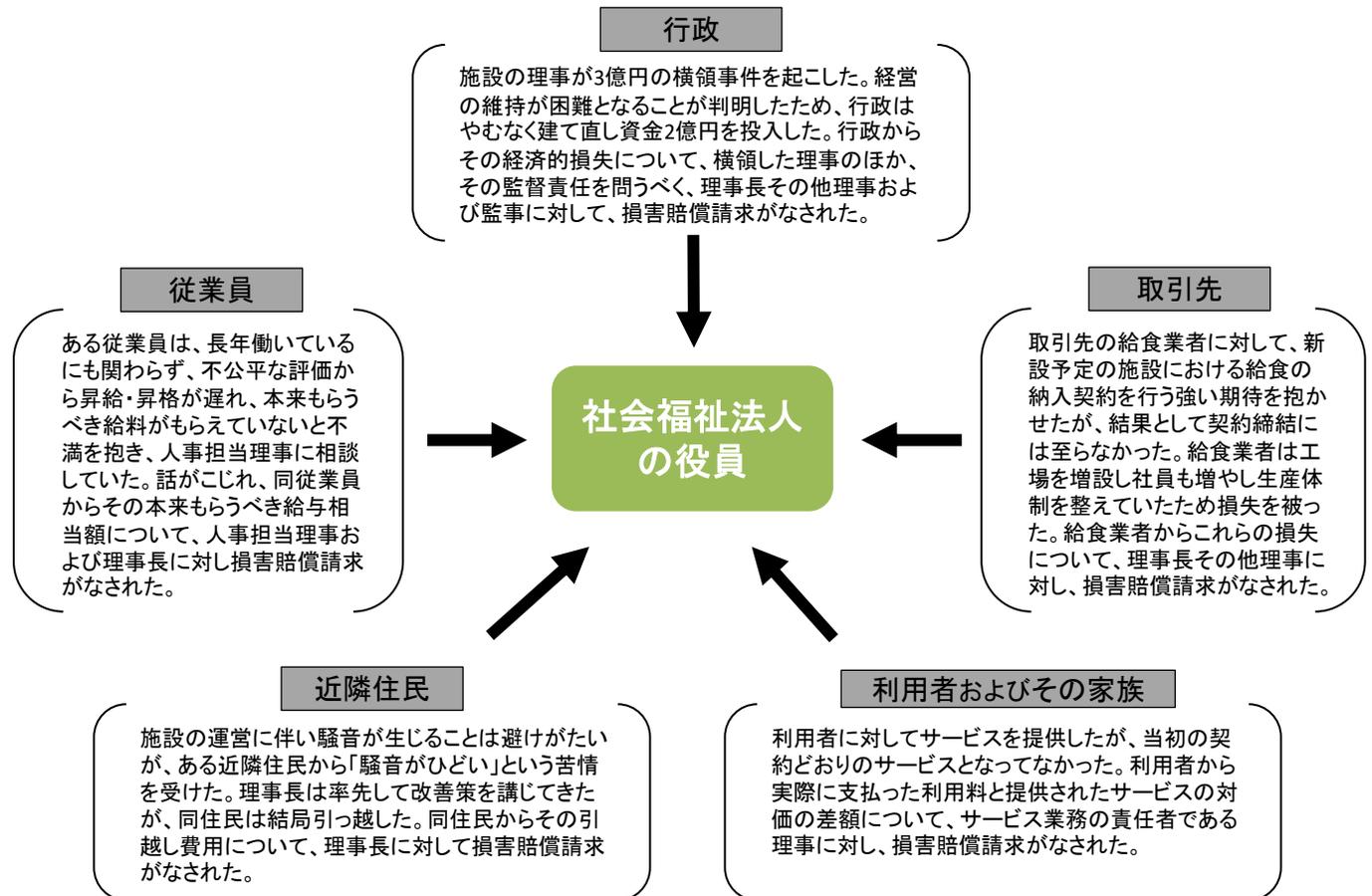
社会福祉法人の役員には、「第三者」と「法人」に対する損害賠償責任リスクがあります。役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、役員個人が被る損害(損害賠償金および争訟費用)を補償します。

訴訟種類	概要	補償内容	
		役員勝訴	役員敗訴
第三者訴訟	社会福祉法人の役員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合に、社会福祉法第45条の21第1項(役員等の第三者に対する損害賠償責任)、または民法第709条(不法行為による損害賠償責任)等を根拠として第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの	普通保険約款で補償 争訟費用	普通保険約款で補償 損害賠償金 + 争訟費用
法人訴訟	社会福祉法人の役員等(理事、監事、評議員、施設長等)が善管注意義務や忠実義務に違反し、社会福祉法人に損害を与えた場合に、社会福祉法第45条の20第1項(役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任)を根拠として社会福祉法人が損害賠償を求める訴えを提起するもの	会社訴訟補償特約で補償 争訟費用	会社訴訟補償特約で補償 損害賠償金 + 争訟費用

損害賠償請求がなされる(訴えられる)のは実際に行を行った役員だけではありません。他の役員も「監督・監視義務違反」を理由として連帯して責任を負うことがあります。

## (3) 第三者訴訟のリスク

第三者訴訟はすべての社会福祉法人の役員が抱えるリスクです。「言いがかり」のような訴訟も想定され、法人役員へのすべての損害賠償請求リスク・訴訟リスクを予測することは困難です。



## (4)補償内容と保険料イメージ

### 加入タイプと年間保険料

下記加入タイプよりご選択ください。

保険料は「会社役員賠償責任保険告知事項申告書」および「直近の決算年度におけるサービス活動収益額」から算出します。

「会社役員賠償責任保険告知事項申告書」のご回答内容によっては、本団体制度でのお引受けができない可能性があります。

加入タイプ	支払限度額	サービス活動収益額			
	(一連の損害賠償請求につき・保険期間中)	3億円以下	3億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超 100億円以下
A	5,000万円	72,000円	81,000円	96,000円	106,000円
B	1億円	91,000円	120,000円	140,000円	154,000円
C	3億円	137,000円	180,000円	211,000円	232,000円
D	5億円	159,000円	209,000円	244,000円	270,000円

※それぞれのタイプともに免責金額は0円、縮小支払割合は適用なし(100%)

※サービス活動収益額が100億円超の場合、保険料は個別に算出させていただきますので、お問合わせ下さい。

※保険期間の途中からのご加入が可能です。

保険料は補償開始日から満期日(2027年4月1日)までの残月数により月割計算となります。

### 保険契約者・記名法人・被保険者

保険契約者	<b>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会</b> ※この保険契約は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
記名法人	<b>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会の会員</b>
被保険者	<b>記名法人の全ての役員 (注)</b> (注)この保険における「役員」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)上の理事、監事および評議員、施設長ならびにこれらに準ずる者を含みます。 遡及日(2007/4/1)以降に 退任した役員およびこの保険期間中に新たに選任された役員も含みます。

### ご加入方法

1. 「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印いただきます。  
上記1の書類に加え、直近2期分の貸借対照表、損益計算書をご用意いただきます。  
(上記資料がホームページで確認できる場合は、アドレスを「告知事項申告書」にご記入願います。)
2. 加入申込票への記名・押印、保険料のお振込みを行っていただきます。
3. 加入申込票を代理店・扱者へご提出いただきましたら、ご加入手続きは完了です。

## 保険金をお支払いする主な場合

この役員賠償責任保険は、被保険者が、役員としての業務につき遡及日(2007/4/1)以降に行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

## セットする主な特約

### 1. 会社経営総合補償特約

特約・補償項目	補償の概要	支払限度額 (基本補償の支払限度額の内枠)
会社補償	法人が法律・定款等に基づいて適法に役員が被った損害を補償したことにより、法人が被った損害を補償します。	各費用の支払限度額
初期・訴訟対応費用補償	役員に対して損害賠償請求がなされた場合等に、役員または法人が負担する費用(訴訟に関する必要文書作成費用等)を補償します。	基本補償と同額
公告・通知費用補償	役員に対して損害賠償請求がなされた場合等に、法人が負担する責任免除公告・通知費用等を補償します。	基本補償と同額
コンサルティング費用補償	役員に対して損害賠償請求がなされた場合等に、役員または法人が負担するコンサルティング費用(コンサルティング業者の起用にかかる費用)等を補償します。	基本補償と同額
調査・手続等対応費用補償	役員が負担する公的調査等対応費用、刑事手続対応費用、財産または地位の保全手続等対応費用および信頼回復広告費用を補償します。	1億円または基本補償のいずれか低い額
社内調査費用補償	法人において不祥事件が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、法人が負担する社内調査費用を補償します。	1,000万円
第三者委員会設置費用補償	法人において不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、法人が負担する第三者委員会設置費用を補償します。	5,000万円
緊急費用補償	普通保険約款や会社経営総合補償特約で規定する費用のうち、緊急性が高く、引受保険会社の事前の同意を得る前に負担した場合に、事後的に有益かつ妥当と認められる費用を補償します。	各費用の支払限度額
身体障害・財物損壊一部補償	①身体障害、財物損壊、精神的苦痛、人格権侵害に該当する損害賠償請求に起因して、役員が争訟費用を負担することで被る損害を補償します。ただし、②に規定する損害は除きます。 また、役員自身の直接の行為により損害賠償請求された場合、保険金はお支払いしません。 ②身体障害、精神的苦痛、人格権侵害に該当する雇用慣行賠償請求に起因して、役員が被る損害を補償します。ただし、役員自身の直接の行為により損害賠償請求された場合は保険金はお支払いしません。	①1億円または基本補償のいずれか低い額 ②基本補償と同額
先行行為補償	初年度契約の保険期間の開始日より前かつ遡及日より後に行われた行為に起因する損害賠償請求を補償します。	各補償の支払限度額
延長通知期間補償	保険契約が更新されず、かつ代替契約も締結されない場合に、保険責任期間を90日間(追加保険料の払い込みがあれば1年間)延長します。	各補償の支払限度額
退任役員延長補償	保険契約が更新されず、かつ代替契約も締結されない場合に、退任役員について保険責任期間を10年間延長します。	各補償の支払限度額
支払限度額の復元	保険期間中に支払限度額を費消した場合、保険契約者が引受保険会社に書面で通知を行い、追加保険料を払い込むことにより、基本補償の支払限度額と同額を保険期間中に追加で適用します。	基本補償の支払限度額と同額を復元

※その他の補償、詳細は普通保険約款・特約をご確認下さい。

## 2. 会社訴訟補償特約

特約・補償項目	補償の概要	支払限度額 (基本補償の支払限度額の内枠)
会社訴訟補償	法人が役員に対して責任追及を行ったことにより、役員が被った損害(損害補償金・訴訟費用)を補償します。	基本補償と同額

## 3. 被保険者間訴訟補償特約

特約・補償項目	補償の概要	支払限度額 (基本補償の支払限度額の内枠)
被保険者間訴訟補償	他の役員からなされた損害賠償請求により役員が被った損害(損害賠償金・争訟費用)を補償します。	基本補償と同額

## 4. サイバーインシデント補償特約

特約・補償項目	補償の概要	支払限度額 (基本補償の支払限度額の内枠)
サイバーインシデント補償	サイバーインシデントに起因する損害について、普通保険約款や特約に従って保険金をお支払いします。	各補償の支払限度額

## 5. 社会福祉法人特約

特約・補償項目	補償の概要	支払限度額 (基本補償の支払限度額の内枠)
社会福祉法人	役員(被保険者)には、社会福祉法(昭和26年法律第45号)上の理事、監事および評議員、施設長ならびにこれらに準ずる者を含みます。	—

### 保険期間・保険適用地域

#### ○保険期間

保険期間は、1年間です。保険期間中に受けた損害賠償請求(損害賠償請求をなされるおそれがあることを知り、引受保険会社に通知した場合を含みます。)が補償の対象となります。中途加入の場合は、中途加入日から満期日までの短期加入となります。

#### ○保険適用地域

保険適用地域(この保険契約で対象となる損害賠償請求の提起された地域をいいます。)は、全世界です。  
なお、一部の補償については、保険適用地域が異なりますので、詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

### お支払いの対象となる損害

#### ① 損害賠償金(判決において支払いを命じられた損害賠償金、和解金等)

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償金を含みません。

#### ② 争訟費用(弁護士に支払う着手金や報酬金等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または記名法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

#### ③ 各種費用

詳細は、前記「セットする主な特約」のとおりです。

#### ※支払限度額

保険期間を通じて引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

※ここでは、主な場合のみを記載しております。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 以下の◎については、それぞれの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行います。
    - ◎被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
    - ◎被保険者の犯罪行為(注1)
    - ◎法令に違反することを被保険者が認識しながら(注2)行った行為
    - ◎被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと
    - ◎被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと
    - ◎次の者に対する違法な利益の供与
      - ア.政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(注3)
      - イ.利益を供与することが違法とされるその他の者
  - 以下の●については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。また、その事由または行為があったと申し立てられた被保険者に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。
    - 初年度契約の始期日より前に行われた行為
    - 初年度契約の始期日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
    - この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(注4)に、その状況の原因となる行為
    - この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
    - 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
      - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注5)、労働争議または騒擾
      - イ. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
      - ウ. 汚染物質(注6)の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
      - エ. 汚染物質(注6)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
      - オ. 核物質(注7)の危険性(注8)またはあらゆる形態の放射能汚染
      - カ. 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性
    - 次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求
      - ア. 身体の障害(注9)または精神的苦痛
      - イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注10)
      - ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害  
⇒「会社経営総合補償特約」により、一部が補償の対象となります。
    - 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為
  - 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求  
⇒「会社訴訟補償特約」および「被保険者間訴訟補償特約」をセットすることで一部を補償することが可能です。
- ※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

(注1) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

(注4) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注7) 核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

(注8) 核物質の危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注9) 傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注10) これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

2025年10月1日以降始期契約用

# 会社役員賠償責任保険 をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では会社役員賠償責任保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。

普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませようお願いします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
会社役員賠償責任保険	会社役員賠償責任保険普通保険約款 + 会社役員賠償責任保険追加特約 + 社会福祉法人特約 サイバーインシデント補償特約 会社経営総合補償特約 被保険者間訴訟補償特約 会社訴訟補償特約 株主代表訴訟補助参加費用補償対象外特約 等

### 2. 引受条件等

#### (1) 補償内容

##### ① 被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
会社役員賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

##### ② 保険金をお支払いする主な場合

宮城県社会福祉協議会 役員賠償責任保険のご案内(以下「パンフレット」といいます。)(の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

##### ③ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

##### ④ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

#### (2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

#### (3) 保険期間および補償の開始・終了時期

##### ① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

##### ② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

##### ③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

#### (4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

#### (2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票<sup>(注)</sup>に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。  
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 保険期間および補償の開始・終了時期

### (1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

### (3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

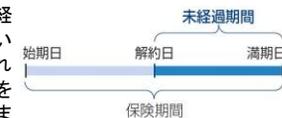
特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申し出ください。

■ ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

○ 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○ この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○ また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## その他のご留意いただきたいこと

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約時にご留意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご留意いただきたいこと～

#### ●ご契約条件

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 2. ご契約後にご留意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご留意いただきたいこと～

#### ●加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご加入手続から1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。

### 3. 損害賠償請求がなされた場合の手続

#### (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、次の事項を遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初にしたときの状況
- 申し立てられている行為 ○原因となる事実

#### 三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をおねがいすることがありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の訴訟提起のおそれの通知、被保険者に対する提訴請求書(写)、保険事故通知書、責任追及等の訴えを提起しない理由を記載した書面(写)、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	株主名簿および株主名簿記載事項(その他、損害賠償請求権者が株主であることを証明する資料を含みます。)住民票、戸籍謄本、登記簿謄本
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。  
 (注1) 保険金請求に必要な書類は、10ページの表をご覧ください。  
 (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。  
 (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

### (3) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### (4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 株式会社オンワードマネジмент  
 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡5-1-35  
 TEL:022-762-9915 FAX:022-762-9918

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

こちらからアクセスできます。

チャットサポートなどの各種サービス

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

# 加入申込票 記入例

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 御中

申込票NO

加入申込日

2026年 3月 10日

## 【社会福祉法人向け】 役員賠償責任保険(D&O保険) 加入申込票兼告知事項申告書 (会社役員賠償責任保険)

### ●ご記入に際してのご注意

- ・加入申込票には事実を正確にご回答(記入)ください。※印の項目にはご加入に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)であり、ご回答内容が事実と相違する場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。
- ・この告知事項申告書のご申告の内容によっては、引受をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。ご加入いただく際には、保険契約の締結に先立ちこの告知事項申告書に本保険の被保険者となる理事のうち、どなたか一名にご署名またはご記名・ご捺印をお願いします。ご申告いただいた内容は、すべての被保険者(理事、監事、評議員、施設長等の役員)に適用されますので、ご注意ください。

保険期間:2026年4月1日(中途加入の場合 年 月 日)午後4時から2027年4月1日午後4時まで

### ●申込人(記名被保険者)情報

住所	〒 981-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27		
ご加入者(記名法人) 法人名・代表者名	(漢字)記名・押印してください。 社会福祉法人三井福祉会 理事長 住友 太郎	TEL	022-123-4567
	フリガナ シャカイフクシホウジンミツイフクシカイ	FAX	022-123-5678
担当者名	三友 花子	e-mail アドレス	mitsutomo@mitsuifukushikai.co.jp

### ●保険料算出条件

総資産額	750 百万円	直近会計年度の貸借対照表の総資産額(資産の部合計)をご記入ください。
サービス活動収益	300 百万円	直近会計年度の事業活動計算書のサービス活動収益計(1)の数値をご記入ください。

### ●加入プラン(年間保険料に○をつけてください)

加入タイプ	支払限度額	サービス活動収益			
		3億円以下	3億円超10億円以下	10億円超50億円以下	50億円超100億円以下
A	5,000万円	72,000円	81,000円	96,000円	106,000円
B	1億円	91,000円	120,000円	140,000円	154,000円
C	3億円	137,000円	180,000円	211,000円	232,000円
D	5億円	159,000円	209,000円	244,000円	270,000円

### ●中途加入の場合のみご記入ください



**MEMO**

# MEMO

## 本制度に関するお問い合わせ先

### <取りまとめ> 会員に関するお問い合わせ等

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

〒981-0914 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城仙台合同庁舎8階

TEL:022-779-7440 FAX:022-272-6800

### <代理店・扱者> 申込方法・事故等のご相談

株式会社オンワードマネジメント

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡5-1-35

TEL:022-762-9915 FAX:022-762-9918

### <引受保険会社>

三井住友海上火災株式会社 仙台支店仙台第二支社

〒981-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27

TEL:022-221-3171 FAX:022-221-4555